

道路運送法

1 . 案内情報

手続名	: 特定旅客自動車運送事業者の運行管理者解任届出
手続根拠	: 道路運送法第43条第3項(第23条第3項準用) 旅客自動車運送事業運輸規則第68条第1項
手続対象者	: 特定乗合旅客自動車運送事業者
提出時期	: 道路運送法第23条第1項の規定により運行管理者を解任したときから15日以内
提出方法	: 運行管理者解任届出書を作成し、事業者を管轄する運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)窓口へ届出してください。
手数料	: 無し
添付書類	: 無し
申請書様式	: 最寄の運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)へお問い合わせください。
記載要領・記載例	: 最寄の運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)へお問い合わせください。

2 . 窓口情報

提出先	: 各地方運輸局運輸支局整備課 沖縄総合事務局陸運事務所整備課
受付時間	: 申請書提出先にお問い合わせください。
相談窓口	: 申請書提出先